

○ 財務省告示第二百二号 第五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省）  
平成二十八年六月十八日より告示発行した。政府短期証券（第六百十二回）

第一条 令  
件等を次とのとおりに告示する。

の法律発行の名称及び根拠記述

の法律発行の名称及び根拠記述

用振替法の適用

四 発行方法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十一年法律第十七号（昭和二十一年六月六日施行）

る参て札發によく競争は受けけるも日本銀行の競争して行とし、の規

も加、と行「といふ（以下札わする。そ規

の者財同「といふ（以下札わする。そ規

にご務時「といふ（以下札わする。そ規

よと大に「といふ（以下札わする。そ規

るに臣行「といふ（以下札わする。そ規

発応がわ「といふ（以下札わする。そ規

行募各れ及「といふ（以下札わする。そ規

へ限國るび価格競い入の規定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 四 三 八 三 万 千 千 百 兆 円 円 五 円 二 十 千 八 三 億 億 四 六 千 千 三 六 百 百 四 一 十 万 三 二 万 千	額 九 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 三 三 千 兆 五 千 十 九 百 百 四 四 十 六 六 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 札 特 発 別 行 参 「 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
払 込 期 日	者 所 参 加	入 金 支 払	場 還 金 額	元 償 償 額	債 ・ 期 限	行 別 札 競	争 者 債 格
平成二十八年六月十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行から	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に
から	通知を受けた者	日本銀行から	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に
を	受けた者	日本銀行から	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に
受	けた者	日本銀行から	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に
け	た者	日本銀行から	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に
た	者	日本銀行から	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に
者		日本銀行から	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に	日本銀行に